

医政発第 0728002 号

平成 15 年 7 月 28 日

(一部改正 平成 17 年 2 月 8 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成 22 年 4 月 14 日

平成 26 年 3 月 31 日

平成 27 年 3 月 31 日

平成 28 年 7 月 1 日)

各国公私立医科大学(医学部)附属病院長 殿

厚生労働省医政局長

臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。)により、また、大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号。以下「特例通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知したところである。

大学病院については、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、大学病院と共同して臨床研修を行うことにより臨床研修病院の指定を受けようとする、又は指定を受けた者に関し、その指定の申請を審査し、また変更届出等により指定基準を満たしていることを確認するに当たっては、共同して臨床研修を行う大学病院における臨床研修の実施体制を把握することが必要となる。また、臨床研修病院と共同することなく大学病院のみで臨床研修を行う場合についても、臨床研修制度の実施状況の把握を行うという観点から、臨床研修に関する情報を提供していただきたいと考えている。

以上の趣旨を踏まえ、臨床研修を行う大学病院においては、下記のとおり、当該病院において

行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしたい。

なお、本通知に定める手続に従って大学病院から提供いただいた情報については、各種媒体を通じて公表することにより、医科大学（医学部）学生、研修医等に情報提供することとしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。

1 「基幹型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するものをいうものであること。

2 「協力型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型相当大学病院でないものをいうものであること。

第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院の指定の申請の際の協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる基幹型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類とを一括して当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院の指定の申請の際の基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院に限る。）の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の次に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 基幹型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

オ 協力型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

カ 臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(2) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては診療科名

(2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

- イ 管理者の氏名
- ウ 名称
- エ 診療科名
- オ プログラム責任者
- カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。なお、協力型臨床研修病院においては、臨床研修病院変更届出書をもって届け出るべき変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談することとなっていること。

第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

- (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこととしていること。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあつては、研修プログラムの変更を行うことも認められることとしていること。この場合において、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者においては、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしたいこと。

第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当

大学病院の大学病院概況表を含む。)と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書(施行通知の様式8)とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(特例通知の様式5)を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型臨床研修病院(基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。)と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(特例通知の様式5)を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書(施行通知の様式8)及び添付書類(基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。)を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第6 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

- (1) 基幹型相当大学病院(臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。)の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表(特例通知の様式2)を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型相当大学病院(臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。)の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表(特例通知の様式2)を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大

学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア すべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 共同して臨床研修を行うこととなる大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項

に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 共同して臨床研修を行う大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式

1)

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

第7 文部科学省との連携

基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

第8 都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県における取扱い

施行通知第2の23に定める都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県の基幹型相当大学病院の管理者においては、上記第2から第6に定める事務手続の書類の送付について、当該都道府県から通知があった場合、地方厚生局健康福祉部医事課ではなく当該都道府県あて送付するようお願いしたいこと。